◎新潟県告示第1307号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第１項の規定により、両津港臨港地区内の分区を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）において縦覧に供する。

平成29年12月12日

両津港港湾管理者　新　潟　県

代表者　新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　変更年月日

平成29年12月12日

２　変更に係る分区の種類及び面積

分　　区	変更前面積（ヘクタール）	変更後面積（ヘクタール）
商港区	6.0	16.7
修景厚生港区	0.3	6.2
合　　計	6.3	22.9